土砂災害について知ろう

想定される災害を知り、一人ひとりが災害について「わがごと」として考えることが、減災への第一歩となります。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域　どこが危険か?

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象。

特別警戒区域
建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域

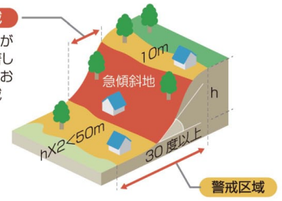

土砂災害のおそれがある区域

土砂災害警戒区域
①傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
②急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
③急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

土石流

山腹が崩壊して生じた土石などや、渓流の土石などが一体となって流下する自然現象。

特別警戒区域
建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域

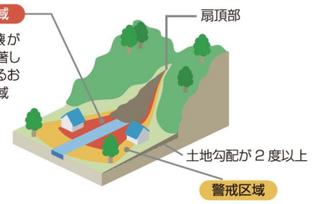

土砂災害のおそれがある区域

土砂災害警戒区域
土石流の発生のおそれのある渓流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

地すべり

土地の一部が地下水などに起因して滑る、またはこれに伴って移動する自然現象。

下関市には、地すべりの特別警戒区域はありません

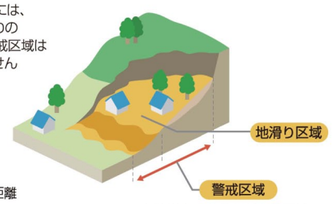

土砂災害のおそれがある区域

土砂災害警戒区域
①地滑り区域
②地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

こんな前ぶれがあったら早めの避難を！

がけ崩れ

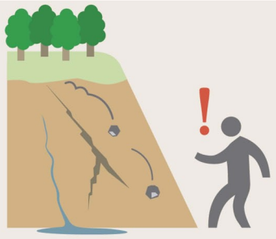

●がけからの水が濁る
●がけに亀裂が入る。
●小石がパラパラ落ちてくる。

土石流

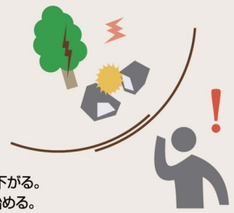

●山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる。
●雨が降り続いているのに、川の水位が下がる。
●川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める。

地すべり

●地面にひび割れができる。
●沢や井戸の水が濁る。
●斜面から水が吹き出す。

土砂災害警戒情報　いつ逃げるか?

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報発表中に土砂災害の危険度が高まった際、**山口県と下関地方気象台が市町ごとに発表する防災情報**です。土砂災害のおそれがある時の**早めの避難に活用しましょう。**

土砂災害警戒情報が発表されたら

・土砂災害警戒情報の発表は、避難行動を開始するタイミングの目安です。
・市が発表する避難勧告などにも注意し、いつでも行動できるように心構えましょう。
・危険を感じたら自主的に避難することも重要です。

最新情報を入手しよう

山口県土砂災害警戒情報システム

●大雨特別警報
●大雨注意報・警報
●土砂災害警戒情報
●土砂災害降雨危険度

QRコードからアクセスする場合はこちら

http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/

下関市防災メール（登録無料）

携帯電話やパソコンなどで事前登録しておけば、気象情報・地震情報・避難勧告などの避難情報をはじめ、交通安全・防犯情報、火災情報などの希望する情報がメールで配信されます。

登録はこちら（空メール送信）　bousai-shimonoseki-d@xpressmail.jp

いざというときのために　避難のポイント

雨に注意していますか?

●土砂災害の多くは雨から起こります。大雨や長雨で危険と思ったら、早めに避難しましょう。
●1時間に20ミリ以上、または降り始めから100ミリ以上の降雨量になったら十分な注意が必要です。

避難場所は決まっていますか?

●普段から家族全員で、避難場所・避難する道順を決めておきましょう。
●災害が起きたとき、家族全員が一緒にいるとは限りません。
●そんな時も、あらかじめ避難場所をみんなで決めておけば安心です。

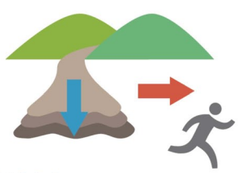

逃げ方を知っていますか?

●土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げたのでは追いつかれてしまいます。
●土砂の流れる方向とは、直角に逃げましょう。

非常持出袋を常備していますか?

●食料・飲料水・懐中電灯・ラジオ・貴重品・衣料品などを入れた非常持出袋を常備しておきましょう。

避難情報に注意しよう

危険を感じたら、避難勧告や避難指示が出る前でも自主的に避難しましょう。

市から発表される避難情報

避難の際に大切なことは、正しい情報を入手し、あわてず冷静に避難することです。

	発表基準	みなさんがとるべき行動
避難準備情報	●大雨警報が発表されている状況で、2時間以内に土砂災害警戒情報の基準を超過すると予想される場合。 ●夕刻までの段階で夜間から明け方に、土砂災害警戒情報の基準を超過すると予想される場合。 ●強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。	●避難支援者は支援行動を開始してください。 ●高齢者や障害者の方（要配慮者）など、避難に時間がかかる人は、**立ち退き避難※を開始**してください。 ●通常の避難行動が出来る人は、家族との連絡、非常持出袋の用意など、避難準備を始めてください。
避難勧告	●土砂災害警戒情報が発表された場合。 ●大雨警報が発表されている状況で、「記録的短時間大雨情報（100mm/h以上）」が発表された場合。 ●土砂災害の前兆現象（湧水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見・通報された場合。	●**通常の避難行動ができる人は、立ち退き避難**を開始してください。 ●安全に立ち退き避難ができない場合は、**屋内待避等により身の安全を確保してください。**
避難指示	●土砂災害警戒情報が発表されている状況で、「記録的短時間大雨情報（100mm/h以上）」又は「大雨特別警報」が発表された場合。 ●土砂災害が発生又は発生の恐れが切迫している場合。 ●山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合。	●まだ**避難していない人は、直ちに立ち退き避難**を行ってください。 ●避難途中の人は、避難所へ至急避難を完了してください。 ●安全に立ち退き避難できない場合は、**命を守るための最大限の行動をとってください。**

※立ち退き避難とは
①指定避難所への移動
②（自宅等からの移動しての）安全な場所への移動（公共施設、親戚や友人の家等）
③近隣の堅牢で高い建物等への移動

【留意事項】
①避難情報が発表される前でも、前兆現象などにより危険を感じたら急いで避難してください。
②土砂災害から身を守るため、早めの避難行動を心がけましょう。
③避難勧告などにおける避難先は、市が開設する指定避難所を基本とします。ただし、緊急に避難を要する場合は、自主防災組織などが応急的に開設する施設（集会所など）に避難してください。
④避難所までの避難経路が浸水や土砂崩れなどにより、避難行動がとれない危険な状態にある場合は、自宅の2階もしくは隣接建物の2階などへ緊急的に避難してください。ただし、土石流が想定される箇所においては、通常の木造家屋の場合、土石流により全壊する可能性もあることから、危険な区域の外へ避難して下さい。

災害時の情報伝達経路

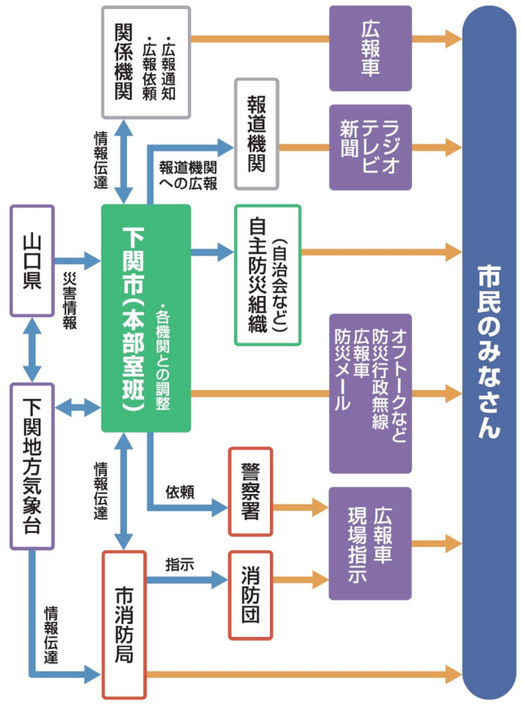

災害に備えよう

いざという時に備えて、非常持出品の準備や緊急連絡先の確認をしましょう。

非常持出品・備蓄品チェックリスト

食料品

- □ 飲料水
- □ 食料
- □ 乾パン
- □ クラッカー
- □ レトルト食品

安全対策・その他

- □ 帽子（ヘルメット）
- □ 常備薬
- □ 筆記用具
- □ メモ用紙
- □ 眼鏡や入れ歯など身体の機能を補うもの

衣類など

- □ 衣類
- □ 下着類
- □ タオル
- □ アルミシート

日用品など

- □ 懐中電灯（予備電池）
- □ 携帯ラジオ
- □ 手袋（軍手）
- □ 生理用品
- □ ティッシュ
- □ マッチ・ライター

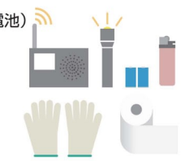

貴重品

- □ 現金
- □ 通帳・印鑑
- □ 健康保険証
- □ 障害者手帳

ひとくちメモ

❶ 重さの目安
一般的に、成人男性15kg以下、成人女性10kg以下。
［自分に合わせた重さに調整して持出品を調整する。］
❷ 非常持出袋に入れておくと持ち運びに便利。
❸ 年に1～2回は点検するとよい。（電池切れや賞味期限などの確認）

緊急連絡先

●市役所・支所

下関市 市民部 防災安全課	083-231-9333
豊浦総合支所 地域政策課	083-772-0611
豊北総合支所 地域政策課	083-782-0061

●警察　局番なし 110

小串警察署	083-772-0110
川棚駐在所	083-772-0274
室津駐在所	083-772-0221
黒井駐在所	083-772-0163
湯玉駐在所	083-776-0012

●消防　局番なし 119

豊浦地区：豊浦西消防署	083-772-1733
豊北地区：豊浦西消防署 豊北出張所	083-782-0251

●災害用伝言ダイヤル　局番なし 171

災害時の安否確認として被災地と被災地以外を結ぶ「声の伝言板」です。大規模な災害が発生した際に稼働します。
インターネットからは「災害用伝言板（web171）」、携帯電話からは各電話会社による「災害用伝言板サービス」が利用できます。